

# 「職場における熱中症防止対策に係る検討会」報告書 概要

## 1. 検討会開催の趣旨

気候変動の影響により、年平均気温は上昇傾向にあり、熱中症による救急搬送人員等は高い水準で推移している。政府においては、「熱中症対策実行計画」を策定し、熱中症対策を推進している。

職場における熱中症対策について、近年、休業4日以上之死傷者数は増加傾向にあり、死亡者数は毎年20~30人程度で推移している。このような状況を踏まえ、令和7年に、労働安全衛生規則改正により、対策を強化した。当該対策は、主として熱中症の重篤化による死亡災害を防止することが目的であり、労働政策審議会では、今後、予防策を検討することが必要とされた。こうしたことを受け、令和8年夏に向けた対策について、検討を行った。

## 2. 令和7年夏の状況

- 令和7年夏の熱中症による労働災害件数の速報値（12月末時点）は、令和6年同時点の速報値と比較すると、休業4日以上之死傷者数は約41%増加したが、死亡者数は50%減少した。令和7年6~8月の平均気温偏差が+2.36℃と統計開始以来最高を記録しており、死傷者数の増加の一因となったと推測される。
- 労働基準監督署の調査によると、労働安全衛生規則第612条の2（改正省令）に関する違反・指導状況は、全体では約6%の事業場が、熱中症の発災事業場では約20%が何らかの指導を受けていた。

## 3. 検討結果

### （1）重篤化の防止

- 速報段階では、令和7年度安衛則改正は、熱中症の重篤化による死亡災害の防止に寄与したと考えられる。
- 発災事業場においては、改正省令に基づく措置が行われていない傾向である。**引き続き改正省令に基づく措置の徹底を図る必要がある。**

### （2）予防策の強化

- 死亡者数の抑制だけでなく、休業4日以上之死傷者数の抑制も重要。**熱中症の罹患リスクそのものを低下させることが求められる。**
- 熱中症予防については、業種・業態により作業内容や作業場所による制約条件などが異なり、対策の実施にあたっての留意点も様々なものがある中、一律による対策を示すのではなく、複数のオプションの中から、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、**包括的に熱中症防止対策をまとめたガイドラインを策定**することが有効である。

### （3）予防策への支援等

- 熱中症対策機器の補助**は、60歳以上の高年齢労働者を対象に行われているが、休業4日以上之死傷者は、60歳未満の者が7割以上にのぼることから、**予防策をより充実させるため、対象年齢の制限の廃止等について検討することが必要である。**
- ファン付き作業服、ウェアラブルデバイスについては、その実態を検討し、適切な対応を取る必要がある。